

経済産業省 第4回 AI原則の実践の在り方に関する検討会
議事概要

令和4年1月17日(月)
10:00～12:00
オンライン開催

■ メルカリグループにおけるAIに関する取組

メルカリグループで検討中のAIガバナンス等の取り組みについて説明いただき、質疑応答を行った。

■ AIガバナンスに関する米国の動向に対するご意見及び質疑応答

- ◆ 今後経済安全保障の枠組みで検討される項目の中には、「人間中心のAI」の実現に向けてこれまで検討してきた内容と類似するものも見られるが、どのような違いがあるか。
 - ご指摘のとおり、人権保護の観点等、経済安全保障としての検討項目の一部は「人間中心のAI」に向けた検討内容と重複するが、AIの規制やガバナンスを従来とは異なる視点から検討すべき状況を迎えつつあるのではないか。
- ◆ AIやデータに対する規制やガバナンスを検討する上で、経済安全保障の視点や地政学的な観点は重要となるが、当該分野の有識者はこれまでの検討体制にはあまり居ないと認識している。今後当該分野を検討する上では、外部アドバイザーとの連携等も視野に入れることも重要であろう。
- ◆ 米国では、AI権利章典(Bill of Rights for an AI-Powered World)の策定に向け、消費者保護の観点で具体的にどのような検討が行われているか。
 - 詳細は確認する必要があるが、消費者保護については連邦取引委員会(FTC: Federal Trade Commission)が議論を主導しているように見える。FTCは過去にガイダンスを公表(AIを活用した欺瞞的行為の禁止等)している。
- ◆ 米国ではAIガバナンスを「権利章典」として示し、民主主義の観点から検討を進める一方、我が国では人権や民主主義の在り方に関する検討は少ないと感じる。今後、事業者のAIガバナンスに対する意識を高めていく上で、人権や民主主義についても議論していく必要があるのではないか。また、憲法で保障される内心の自由(認知プロセスの自由)と、AIによる感情推定のあり方に関する議論もあまり行われていないことを懸念している。
- ◆ 米国の動向に関して、2021年12月に国立標準技術研究所(NIST: National Institute of Standards and Technology)が「AI Risk Management Framework Concept Paper」を公表し、パブリックコメントを実施している。今回提示されたフレームワークには、①(従前の一般的なガバナンスフレームワークとは異なり)執行者と監督者が明確に区分されていない、②最終報告書として内容を確定せず、今後も最新動向を反映して柔軟に運用し続ける可能性がある、といった特徴があり、今後も注目する必要

があると考えられる。

- ◆ 経済安全保障に関する検討は、AI よりも半導体に関する事業継続マネジメントやサプライチェーンマネジメントの分野で先行している。実経済に対する影響を踏まえると、AI に留まらずデータも含めた規制やガバナンスのあり方を幅広く検討する必要があると考えられる。その中で、AI の規制やガバナンスを検討する立場としては、データのサプライチェーンも含めて、企業による AI を活用したサービスの継続性の確保等に取り組むべきではないか。
- ◆ AI 権利章典で検討される「消費者保護」は、我が国で「消費者保護」として捉えられている課題（誤認惹起行為の禁止など）よりも広く捉えるべきだと考えられる。FTC の言及する「消費者保護」は、競争法におけるデジタルプラットフォームの利用者保護に近い観点から、消費者を広く捉える必要がある。

■ パブリックコメントへの対応とガイドライン Ver. 1.1（案）に関するご意見

- ◆ パブリックコメントへの回答について、法的拘束力のない本ガイドラインに従うメリットをより具体的に示してはどうか。
→ いただいたご意見を踏まえて、検討を進めたい。（事務局）

以上